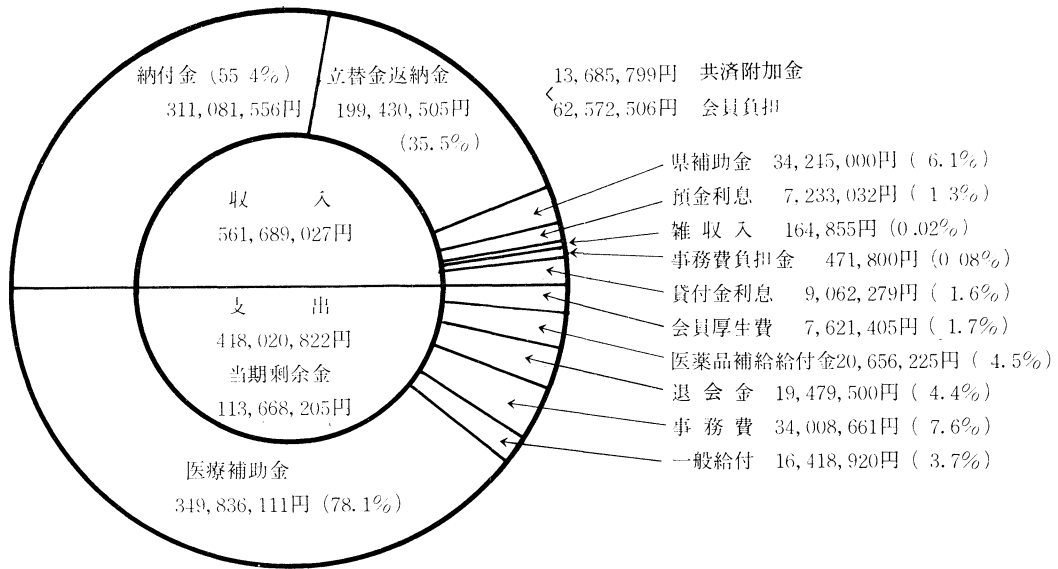


収支総額にしめる各事業の割合



当期剰余金については、退会金責任準備積立金、家族医療支払準備金、給付金不足補てん積立金に充当する事にした。

9. 児童手当について

児童手当制度は、所得保証並びに児童福祉の両施策の一環として、昭和47年1月1日より発足いたしました。

児童が心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり家庭と社会がともども児童の健全な育成に努めることが望まれる。

この制度は、国・都道府県・市町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって家庭生活の安定と次代の社会をになう児童の健全育成資質の向上をはかることを目的としている。

児童手当認定状況及び支給状況
昭和47年1月～昭和47年3月分

所 属	新 規 認定件数	消 減 件 数	本 期 末 受給者数	算 定 基 礎 児 童 数 別 受 給 者				支 払 件 数	支 払 金 額
				1人	2人	3人	合 計		
小 中 学 校	449件	0件	449件	431	17	1	449	448件	2,706,000円
各 課 ・ 各 教 育 機 関	6	0	6	6			6	6	36,000
県 立 学 校	233	1	232	220	11	1	232	227	1,419,000
合 計	688	1	687	657	28	2	687	681	4,161,000